

陸別町福祉住宅(からまつハウス) 入 居 者 募 集

「陸別町福祉住宅（からまつハウス）」の入居者を次のとおり募集します。

1 施設の名称及び住所

- (1) 名称 陸別町福祉住宅 からまつハウス
(2) 場所 陸別町字陸別東2条2丁目14番地 (共栄第一)

2 入居者を募集する居室（2戸）

居 室	部屋面積	摘 要
3号室、5号室	55.51㎡	(約16.8坪)

3 入居対応者

陸別町内に住所又は勤務場所を有する者及び陸別町に転入しようとする者で、次の各号の条件を具備する者。

居住しようとする方全員の個人町道民税が過去5年間非課税であること。

※公的扶助を受けている方は除きます。

※入居の可否は、入居選考委員会で決定します。

4 家賃のしくみ

・月額1万円です。

※ただし、毎年6月に所得課税状況を調査し、個人町道民税が課税となった方、入居後に公的扶助を受けることになった方は、状況により15,000円～30,000円になります。

※個人町道民税が複数年続いて課税となったときは、状況を確認させていただいたうえで明渡しをお願いすることがあります。

5 「電気料」を翌月の家賃にあわせて請求します

・お部屋の電気料を「施設使用料」として町にお支払いいただきます（入居者が電気契約を結ぶことはありません）。

・公的年金収入に非課税年金収入をあわせた総所得金額の基準以下の方は、5月から11月まで月額5,000円、12月から4月までは月額10,000円の定額になります。

- ・基準以上の方、入居後に公的扶助を受ける事となった方は、居室の電気料相当額の実費を負担いただきます。
- ・退去された場合も、「前月分施設使用料」を請求します。

6 「福祉」サービス

※この住居の入居者には、下記のサービスを利用いただきます。

- ・担当職員の訪問による定期的な面談。
- ・スマート水道メーター安否通知サービス（KIZUKI）による見守り。（通知先は身元引受人か、いない場合は保健福祉センター）

7 申込みの方法

入居を希望する方は、保健福祉センターで申請書等の交付を受け、所定の事項を記入のうえ、提出してください。

8 入居の時期

入居に関する手続きが完了後速やかに、入居決定者あてに通知します。

9 入居にあたっての留意事項

入居した場合、次のルールに従っていただくことになりますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 水道及び下水道の使用料、汚物及び塵芥の処理に要する費用は自己負担となります。
- (2) 入居者等は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (3) 施設でのペットの飼育は禁止します。
- (4) その他陸別町営住宅管理条例等に準じた規則に従ってください。
- (5) 6で紹介したサービスの利用が入居条件となります。
- (6) その他、町職員の指示には従っていただきます。

10 お問い合わせ

詳細の確認や不明な点がありましたら保健福祉センター福祉担当（電話27-8001）までお問い合わせ下さい。